



福祉避難所 ってなに？

福祉避難所とは？

一般の避難所では避難生活が困難な要配慮者が避難する施設で、避難が中長期になると見込まれる場合に開設される避難所。

※要配慮者とは高齢者、障がい者など、避難所生活において特別な配慮を要する方

対象者は？

高齢者や障がい者など、避難生活において特別な配慮を必要とする方で、介護保険施設や医療機関などに入所・入院するに至らない程度の方が対象。施設と協議により、受け入れ対象者を特定することもできる。

条件は？

バリアフリー化されていること。避難生活が送れるほどの居室があること。多目的トイレなど要配慮者に配慮した一定の設備があること。



要配慮者（高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児など）

より重度の方

介護保険施設や医療機関などへの入所・入院



特別な配慮を要する方

福祉避難所



より軽度の方

一般の避難所



※福祉避難所は、避難が中長期におよぶと見込まれる場合に開設されます。

福祉避難所 Q & A



Q 1

福祉避難所と一般避難所は何が違う？

Q 2

どうして福祉避難所は必要なの？

福祉避難所は主に一般の避難所では避難生活を送ることができない要配慮者を対象とした避難所で、主にバリアフリー化されている民間社会福祉施設と協定を結び、設置されるものです。そのため、一般の避難所で生活が可能な方は避難することはできません。

高齢者や障がい者などの要配慮者は、災害による一般の避難所での生活など住環境の変化への対応が困難なことがあります。必要な時に必要な支援が適切に受けられれば、自立した生活を送ることが可能です。このように要配慮者の自立した生活を支援するのが、福祉避難所です。

Q 3

福祉避難所は市内に何か所あるの？



Q 4

福祉避難所は誰が開設・運営するの？

宮崎市は、福祉避難所が120か所ありますが、大規模災害時に必要な収容施設数を確保できていません。(内訳)

民間社会福祉施設	112か所
学校教育施設	6か所
公共施設	2か所

(R6. 4. 1 時点)

福祉避難所は、災害発生直後から必ず開設されるものではありません。安全が確認され、運営準備が整った施設から、市と協議のうえ開設します。運営については、原則として施設側での対応となりますが、生活に必要な援助に対して宮崎市が協力するものとします。

